

平成 31 年第 1 回田川地区斎場組合議会定例会議事日程

平成 31 年 2 月 12 日（火） 午前 10 時 00 分開議

田川青少年文化ホール 大会議室

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告 平成 30 年度経過月分（4 月～12 月）の出納検査について
- 日程第 4 議案第 1 号 専決処分の報告及び承認について
（田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正）
- 日程第 5 議案第 2 号 田川地区斎場組合再任用職員に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4 号 田川地区斎場組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
改正について
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 30 年度田川地区斎場組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 31 年度田川地区斎場組合一般会計予算

◎議長（皆川 高司議員）

おはようございます。定刻の時間となりました。ただ今の出席議員は18名であります。よって、本会議は、成立いたしました。なお、本日の会議に欠席届のあった議員は、嶋野勝議員の1名であります。ただ今より、平成31年第1回「田川地区斎場組合議会定例会」を開会します。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでありますので、ご承知を、願いたいと存じます。では、議事に移ります。日程第1「会期の決定」を議題とします。会期は、本日の一日限りと、いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日の一日限りと決しました。日程第2「会議録署名議員の指名」を議題とします。会議録署名議員は会議規則第79条の規定により議長において指名いたします。

本日の会議録署名議員は、寺西明男議員ならびに櫻井英夫議員を指名します。日程第3「諸般の報告」を議題といたします。監査委員から、お手元に配布のとおり「平成30年度経過月分の出納検査」の報告がありましたので、ご了承を願いたいと存じます。

次に参ります。日程第4議案第1号「管理者専決処分の報告並びに承認について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

二場管理者どうぞ。

◎管理者（二場 公人市長）

おはようございます。本日は、年度末のご多忙中にも関わりませず、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。旧年中は、議員各位のご協力の下、無事に斎場組合の運営を全うすることができました。深く、感謝申し上げます。本年も住民目線に立った公共サービスと、より一層の危機感をもった運営に努めて行く所存でございますので、今後とも皆様のご協力とご理解を切にお願い申し上げます。

それでは、日程第4議案第1号「管理者専決処分の報告並びに承認について」報告申し上げます。今回の専決処分の内容は、国が定めた人事院給与勧告を尊重し、地方公務員においても、同様の勧告措置を講じるもので、当組合も「田川地区斎場組合職員の給与に関する条例」の一部を改正するものであります。今回、改正後の適用日を平成30年12月1日とする必要があり、急を要したことから地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第3項により本議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の給与勧告の主な内容は、一般職の期末勤勉手当を従前の年間支給月数4.4月分から4.45月分に0.05月分引き上げるものであります。給料月額の本俸についても若年層の給料適用率に重点に平均で0.16%の引き上げを行うものであります。期末手当では、現行支給月数2.6月分を、従前の配分支給から、6月と12月期は、ともに、

1. 3月分の均等支給に改めるものであります。この改正後の条例は、平成30年12月4日に公布し、平成30年4月1日に遡及して適用するものであります。なお、30年度の期末勤勉手当の支給月数の、引き上げ配分に関する規定は平成30年12月1日から、また、期末手当の均等支給については平成31年4月1日から適用するものであります。以上が、今回、専決処分した給与条例の主な改正内容でございます。よろしく、ご承認を下さいますようお願い申し上げます。

◎議長（皆川 高司議員）

ただ今、提案理由の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

質疑がないようですので、これより討論に移ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

討論を終結します。これより採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号「管理者専決処分の報告並びに承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。

お諮りします。日程第5から日程第7までの3議案は関連していますので、一括審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認め、そのように致します。日程第5議案第2号「田川地区斎場組合再任用職員に関する条例の制定について」及び日程第6議案第3号「田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正について」並びに日程第7議案第4号「田川地区斎場組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」までの関連3議案を一括して審議致します。提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

はい、どうぞ。

◎管理者（二場 公人市長）

日程第5議案第2号「田川地区斎場組合再任用職員に関する条例の制定について」及び日程第6議案第3号「田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正について」並びに日程第7議案第4号「田川地区斎場組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に

ついて」までの3議案を一括して、ご説明申し上げます。本3議案は、本組合職員の退職に伴う、雇用と年金受給との接続を確実にするため、閣議決定に基づく、総務省の通達により、職員の再任用に関する条例を制定する必要があるもので、その他、関連2議案を提案するものであります。

まず、議案第2号「田川地区斎場組合再任用職員に関する条例の制定について」は、退職した職員を満65歳までは、再任用をすることが出来ると定義する条例案であります。次の議案第3号「田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正について」は、再任用職員の給与及び手当の支給方法を定めるもので、支給率が異なるものの、一般職員と同様であることを規定するもので、ただし、「扶養手当」、「地域手当」、「住居手当」については、再任用職員には支給対象外と規定するものであります。議案第4号「田川地区斎場組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、職員の勤務形態を「フルタイム」と「パートタイム」のいずれかを管理者が定めるもので、「フルタイム」とは、一般職員と同等の勤務形態であり、「パートタイム」とは、月20日以下での勤務形態で定めるものであります。以上が3議案の主な内容であります。よろしく、ご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（皆川 高司議員）

ただ今、提案理由の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

質疑がないようですので、これより、討論に移ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

討論を、終結します。これより、採決をいたします。議案第2号から議案第4号については、原案のとおり、決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号「田川地区斎場組合再任用職員に関する条例の制定について」及び、議案第3号「田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正について」並びに、議案第4号「田川地区斎場組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決することに決しました。

次に参ります。日程第8議案第5号「平成30年度田川地区斎場組合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

管理者どうぞ。

◎管理者（二場 公人市長）

日程第8議案第5号「平成30年度田川地区斎場組合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。今回の補正は、職員の給与改定による人件費の増額補正、急を要する費用等の増額補正をするため、最終の決算見込みにより、収支の均衡を図るものであります。よって、予算現額1億7,338万円に対し、8万円を追加し、最終の歳入歳出予算総額を1億7,346万円にしようとするものであります。補正予算の詳細につきましては、引き続き、事務局に説明をさせますので、よろしく、ご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（皆川 高司議員）

引き続き事務局。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

事務局長どうぞ。

◎事務局長（松崎 紀公君）

それでは、事務局からは、補正予算書3頁の〔歳入歳出予算事項別明細書〕からご説明をさせていただきます。今回の補正は、歳入歳出予算ともに、8万円を増額補正させていただきますのでございます。補正要因となる歳出予算のうち2款総務費において、8万円を増額する必要があるため、歳入予算のうち、2款使用料及び手数料において、8万円を増額し、収支の均衡を図るものでございます。

その詳細でございしますが、次の4頁をお開き頂きたいと思っております。

まず、「歳入の補正内訳」では、2款1項の使用料において、施設使用料収入の確定増額8万円を増額補正するものでございます。この増収確定分は、隣接する葬儀会館が、夜間のみ、斎場駐車場を有償で借り上げているもので、その使用料収入が予定を上回って収入できたもので、今回の補正増額の財源とするものでございます。

次の5頁に移らせて頂きます。「歳出の補正内訳」でございしますが、今回の補正要因となります、2款1項1目の一般管理費において、8万円を増額するものでございます。補正科目は、まず、2節の給料において、人事院給与勧告に基づく、給与改定の引き上げによる差額支給等により、不足する1万1千円を増額いたします。次の3節の職員手当等においても、人事院給与勧告に基づく、勤勉手当の支給月数0.05月分の引き上げと各手当の差額支給により不足する4万6千円を増額いたします。次の7節の賃金では、最終の決算見込みにより不用額となる嘱託職員の賃金123万円を減額し、財源調整を行っております。次の11節の需用費においては、最終の決算見込みにより、不足が見込まれる125万円を増額いたします。まず、原油価格の変動が影響しての光熱水費である電気料で22万円の増額。同じく、燃料費で78万円を増額するものでございます。修繕料では、緊急性の高い施設付帯設備の復旧工事等の追加工事3件の費用として、25万円を増額しております。最後に、19節の負担金補助及び交付金において、自治振興組合が実施す

る職員研修への参加負担金3千円を追加増額したものでございます。以降、6頁から7頁には給与費明細書を、最後の8頁には、附表として、基金残高表を添付いたしておりますので、ご参照願いたいと存じます。以上が、30年度第2号補正予算の詳細となっております。

◎議長（皆川 高司議員）

ただ今、提案理由の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（皆川 高司議員）

質疑がないようですので、これより討論に移ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

討論を終結します。これより採決をいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号「平成30年度田川地区斎場組合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第9議案第6号「平成31年度田川地区斎場組合一般会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

二場管理者どうぞ。

◎管理者（二場 公人市長）

日程第7議案第6号「平成31年度田川地区斎場組合一般会計予算」について、ご説明申し上げます。予算の編成内容は、予算書2頁の「第1表・歳入歳出予算」に明記してのとおりであります。平成31年度予算総額では、歳入歳出予算ともに、1億4,076万9千円を予定いたしております。

本予算の編成にあたっては、歳出経費である組合運営費や施設の維持管理費を確定した後、歳入経費を編成するものとなっており、まずは、歳出予算から説明申し上げます。

まず、1款議会費で、議会運営費として、議員報酬を含む82万3千円を計上しております。次に、2款総務費では、特別職の報酬を含む人件費等の組合運営費のほか、火葬施設の維持管理費など、総額にして、1億3,893万5千円を計上しております。次の3款公債費では、一時借入金利息を想定しての、1万1千円を計上しております。次の4款予備費では、急を要して、既定額を超えて必要となる歳出科目への予算充当を想定して、100万円を計上しております。以上のことから、歳出合計では、1億4,076万9千

円を計上しております。

一方、この歳出予算を補う歳入予算です。はじめに、1款分担金及び負担金では、斎場使用料収入など、組合独自の自主財源では補えない財源を、構成団体から市町村分賦金として、負担願うもので、9,167万7千円を見込んでおります。次の2款使用料及び手数料では火葬使用料や普通財産使用料として、4,881万9千円を見込んでおります。3款財産収入では職員退職手当基金や財政調整基金、施設整備基金からの運用利子6千円を見込んでおります。4款繰入金は存置科目としております。5款繰越金も前年度剰余金を受入れるため存置科目としております。6款諸収入では売店や自動販売機の電気料金の実費徴収金など、26万5千円を見込んでおります。以上、歳入合計では、歳出合計と同額の1億4,076万9千円を見込んでおります。以上が平成31年度一般会計予算の内容となっており、予算の詳細につきましては、引き続き、事務局に説明をさせますので、よろしく、ご審議のうえ、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（皆川 高司議員）

引き続き事務局どうぞ。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司君）

松崎事務局長どうぞ。

◎事務局長（松崎 紀公君）

引き続き、事務局からは31年度当初予算書のうち、6頁の〔3歳出予算〕の細節についてのみ、ご説明をさせていただきます。まず、1款1項1目の議会費でございますが、組合議会運営費として、総額で82万3千円を計上するものでございます。まず、1節の報酬では、定数19名の組合議員の年額報酬63万6千円を計上。9節の旅費では、同じく、19名の組合議員の臨時議会を含む年4回の議会出席に対する費用弁償13万7千円を計上。10節の交際費では、議長交際費として慶弔費5万円を計上するものでございます。

次の2款1項の総務管理費でございます。まず、1目の一般管理費では、組合運営や施設管理費として、総額1億3,885万6千円を計上するものでございます。まず、1節の報酬において、組合執行部である特別職3名への年額報酬13万7千円を。次の2節の給料では、一般職員1名と再任用職員1名の給料676万円を計上。次の3節の職員手当等では、同じく一般職員1名と再任用職員1名の時間外勤務手当や期末勤勉手当など諸手当として、274万7千円を計上。次の4節の共済費では、職員2名の共済負担金や、嘱託職員等4名の社会保険料、労働保険料など、総額にして357万4千円を計上。次の5節の災害補償費は存置科目と致しております。次の7節の賃金では、事務局に従事する嘱託職員等4名分の基本賃金と時間外勤務手当を合わせた、880万8千円を計上。次の9節の旅費では、特別職3名の費用弁償のほか、職員の出張旅費を前年実績に基づき、16万2千円を計上。次の10節の交際費は、管理者交際費として組合関係者への慶弔代として、10万円を計上しております。次の7頁に移らせて頂きます。

はじめに、11節の需用費では、組合事務費や斎場施設の管理運営費として2,295万円を計上するものでございます。その詳細でございますが、まず、消耗品費では162万円を計上。次の消耗器材費では火葬炉用消耗機材として483万円を。次の印刷製本費では現金領収書や会計伝票、案内パンフレットの製本費として35万円を。次の食糧費では、遺族に配膳するための煎茶の購入費として17万円を。次の光熱水費では、直近1年間の使用実績を基に平均料金で算出するもので560万円を計上。次の燃料費では、直近1年間の使用実績を基に、平均単価で算出するもので978万円を計上。最後の修繕料では、建物の付帯設備の経年劣化から、緊急性の高い、早期な復旧が望まれる修繕が頻発しておりまして、予見が出来ないことから60万円を計上致しております。次の12節の役務費では、通信運搬費のほか、火災保険料や消防設備点検料82万8千円を予定。まず、通信運搬費では、電話料金やインターネット使用料のほか、郵便切手購入費として68万8千円を。次の建物損害保険料では、公共施設を対象に損害補償を管轄する全国市有物件共済会への分担金として5万8千円を。次の施設賠償保険料では、斎場施設内で万一、利用者が負傷し、当組合に法的な瑕疵がある場合、最高5千万円が支払われる任意保険料2万4千円を計上致しております。次の消防設備点検手数料では法定点検手数料4万円を。次の証明手数料では、金融機関からの残高証明発行手数料など、1万8千円を計上するものでございます。次の13節の委託料では、斎場運営管理に関わる保守管理業務、13業務を民間に外部委託する費用として、総額5,141万2千円を計上するものでございます。まず、残骨処理費では、遺族が収骨しなかった焼骨灰を、毎月、委託業者が県からの許可を受けた指定地に搬出運搬し、埋葬処分するもので、その費用64万8千円を計上。次に、電気管理委託料では電気事業法で定めた受電設備の年12回の法定点検料27万6千円を。次に警備委託料では、斎場施設の防犯警備を委託するもので、年間費用47万6千円を。次の合併処理槽保守料では、70人槽の合併処理槽の保守管理を委託するもので年間費用37万9千円を。次の斎場管理業務委託料では、斎場施設の主たる現場業務である火葬、清掃・接客業務を一括で民間に外部委託するもので、平成29年から31年度までの3ヶ年契約額1億3,953万6千円のうち、単年度分であります委託料4,651万2千円を計上。次の庭園管理委託料では、斎場敷地内の、松の木剪定や、樹木への消毒や施肥作業を実施するもので31万円を。次の健康診断委託料では、職員の健康増進と予防を目的に共済組合が実施するもので、職員6名分の検診料3万4千円を。次の火葬炉設備保守点検料では、火葬炉設備の年1回の総合点検料50万円を。次のデマンド・コントロールシステム委託料では、電気使用量の判定データを管理委託するもので3万9千円を。次の空調設備保守点検料では、建物全体の空調設備の保守点検を実施するもので48万6千円を。次の公会計の導入に伴う財務諸表作成委託料では、会計事務所のコンサルタントのもと、制作するもので、75万6千円を。高木剪定業務委託料では、植栽から40年が経ち、高木化したケヤキやクスが、強風時に高圧電線の切断になる恐れがあり、支障の出ないように計画的に枝木の伐採を実施するもので31万6千円を。次の元号改良委託

料では、斎場予約システムと火葬情報システムの元号の変更改良するもので、その費用68万円を計上。続いて、14節の使用料及び賃借料では、テレビの受信料のほか、長期継続契約による斎場電話予約システムのほか、事務、事業器機のリース料5件分など、総額にして182万4千円を計上するものでございます。次の8頁に移らせて頂きます。

まず、はじめに、15節の工事請負費では事業費850万円を計上。その内容は、火葬炉台車4台分と火葬炉内セラミック材貼替工事、屋上の防水シート貼替工事の3件の工事を予定致しております。次の18節の備品購入費は存置科目と致しております。次の19節の負担金補助及び交付金では、職員が加入する公平委員会をはじめとする関連5団体への負担金として4万6千円を計上。次の25節の積立金では3,100万6千円を計上。

その内訳は、歳入の3款財産収入で受入れた基金利息をここで、新たに払い出し、元本に積み立てるためのもので利息6千円のほか、一般職員の退職手当積立額100万円と、将来の現有施設の新設工事を予定しての自主財源分を施設整備基金として積み立てるもので、その金額3,000万円を計上致しております。以上、2款1項の総務管理費合計では1億3,885万6千円となり、前年度の職員の退職金支払いが影響して、前年度比較2,354万円の減額となっています。次の2款2項の監査委員費では、総額7万9千円を計上。まず、1節の報酬では、識見者の監査委員の日額報酬と議会選出の監査委員報酬として6万4千円を。次の9節の旅費では、出納検査の費用弁償として1万5千円を計上するものであります。以上が、2款総務費の予算内容でございます。

続いて、次の9頁に移らせて頂きます。3款1項の公債費ですが、総額で1万1千円を計上。まず、1目の元金は、存置科目とし、次の、2目の利子においては、一時借入金の借入利息として1万円を計上致しております。最後に、4款の予備費では緊急の予定外執行に対処するため、前年度どおり100万円を計上致しております。以上が、平成31年度当初予算に係ります歳出予算の詳細でございます。以後、予算書10頁から14頁までは特別職や一般職員の給与費明細書、15頁は債務負担行為調書となっております。

また、予算に関する附表も添付致しておりますので、ご参照を願いたいと存じます。以上、事務局からの予算説明を終らせて頂きます。

◎議長（皆川 高司議員）

ただ今、提案理由の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

櫻井議員どうぞ。

◎議員（櫻井 英夫議員）

斎場組合の予算総額、約1億4,000万円ということで、以前も指摘させて頂きましたけれど、節約のしようのないぐらいの基本的な予算編成をされていますけれど、その中でも、財務諸表について、作成委託を外部の会計会社にお問い合わせするという状況ですけれど

今の職員体制としては、正規職員1名、再任用職員1名、そして臨時職員の方が4名の6人体制になるわけですし、いつまでも外部の会計会社に頼らないで、自前で財務諸表を直接、作るというところまでなって頂きたいということを要望致しましたけれど、今後、施行されるときは、節約できるところは、ここを自前でやって、70万円から80万円の委託料を軽減するというくらいできるんじゃないか、と思うが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

事務局長どうぞ。

◎事務局長(松崎 紀公君)

櫻井議員のご質問でございますが、前回、私共の職員が、「手前で頑張っていきたい」というご返事をしたと思うのですが、財務諸表につきましては、なかなか高度な知識を要するものでございますので、なにかと有識のある職員を採用しないと財務諸表の作成については無理ではないかと思っております。今回75万6千円の予算を計上させて頂きましたけれど、また、会計事務所と値段交渉をして、低い金額で契約させて頂いて、当面は会計事務所との委託で処理させて頂きたいと考えておりますので、ご了承を頂きたいと存じます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司君)

櫻井議員どうぞ。

◎議員(櫻井 英夫君)

財務諸表の作成につきましては、総額1億4,000万円で、まだ、親議会の中でも、まだ本格的に取り組んでいない中で先行してされているということは結構だと思いますが、会計ソフトを導入すれば、どなたが打ち込んでも自動的に出来上がるようなシステムがあるはずですから、そこらを研究して頂いて、節減できるところは節減して、その為に職員も増えているわけですから、その辺の運営努力を引き続きして頂きたいということを要求します。

◎議長(皆川 高司議員)

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

事務局は、それで頑張って下さい。質疑がないようですので、これより討論に移ります。討論は、ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

討論を終わります。これより、採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号「平成31年度田川地区斎場組合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。以上をもちまして、本会議に付議されました案件は、すべて、終了いたしました。ここで、本年度をもって、当組合を退職いたします松崎事務局長の退任の挨拶を受けたいと存じます。

《松崎事務局長退職の挨拶》

◎議長（皆川 高司議員）

最後に、私からも一言申し上げます。来たる4月は、統一地方選挙であります。厳しい選挙戦に臨むわけではございますが、5月には、皆さまと再会できますよう改選の首長、議員各位におかれましても、必ず勝利され、笑顔でお会いできますよう、心より願っております。以上、これをもちまして、平成31年第1回田川地区斎場組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。